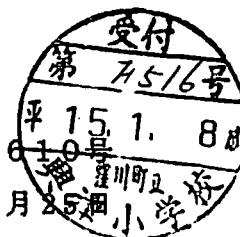


教育長	次 長	係 長	係

校 長	校 長 頭	係
宮崎	岡本	村



14高教職第2610号
平成14年12月8日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局

教 職 員 課



公立学校職員の給与に関する条例等の一部改正について（通知）

人事委員会の勧告の趣旨に沿った公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案が、県議会において12月19日に可決成立しました。公布日は12月27日の予定ですが、その改正の概要は別紙のとおりです。

なお、管内の学校に対してもお知らせ下さるようお願いいたします。

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の主な内容

1 条例改正の目的

この条例は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成14年10月10日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って公立学校職員の給料月額及び諸手当について給与の改定等必要な改正をしようとするものである。

2 主要な内容

(1) 給料表の改定

全給料表の全給料月額を改定する。(別表第1及び別表第2関係)

(2) 諸手当の改定

ア 扶養手当

配偶者に係る支給月額を14,000円(現行16,000円)に引き下げ、配偶者以外の子等扶養親族のうち3人目以降に係る支給月額を1人につき5,000円(現行3,000円)に引き上げる。(第13条関係)

イ 期末手当(平成14年度)

支給割合を次のとおり改める。(第1条の規定による改正後の第22条関係)

区 分		現行支給割合	改正後支給割合
再任用職員以外の職員	3月期	100分の55	100分の50
	6月期	100分の145	100分の145
	12月期	100分の155	100分の155
再任用職員	3月期	100分の30	100分の25
	6月期	100分の70	100分の70
	12月期	100分の90	100分の90

ウ 期末手当(平成15年度以降)

支給割合を次のとおり改める。(第2条の規定による改正後の第22条関係)

区 分		現行支給割合	改正後支給割合
再任用職員以外の職員	3月期	100分の50	廃止
	6月期	100分の145	100分の155
	12月期	100分の155	100分の170

再任用職員	3月期	100分の25	廃止
	6月期	100分の70	100分の85
	12月期	100分の90	100分の90

エ 勤勉手当（平成15年度以降）

支給割合を次のとおり改める。（第2条の規定による改正後の第23条関係）

区 分		現行支給割合	改正後支給割合
再任用職員以外の職員	6月期	100分の60	100分の70
	12月期	100分の55	100分の70
再任用職員	6月期	100分の30	100分の35
	12月期	100分の30	100分の35

（3） 特例一時金の廃止

特例一時金を廃止する。（附則関係）

（4） 平成15年3月に支給する期末手当の特例措置

平成15年3月に支給する期末手当の額は、民間給与との均衡等を考慮し、第1条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（イにおいて「改正後の給与条例」という。）等の規定により算出される期末手当の額から、次のアの額からイの額を減じた額に相当する額を減じた額とする。（附則第5項）

ア 平成14年4月1日からこの条例の施行の日の前日までに支給される給料及び扶養手当並びにこれらの額の改定により変動する給与（イにおいて「給料等」という。）の額の合計額

イ 改正後の給与条例の規定による給料月額及び扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額

3 施行期日

この条例は、平成15年1月1日から施行する。ただし、2の（2）のウ及びエは同年4月1日から施行する。

(参 考)

1 給料表

別 紙

2 給料の調整額関係

人事委員会規則で定めることとされている、給料の調整額については、別紙の内容のとおり人事委員会に対して規則改正を依頼しています。

※ 給料の調整額について

現在行われている平成8年1月及び平成10年1月からの経過措置を見直し、平成14年12月31日現在の経過措置による加算額を、平成15年度以降に各年度25%逡減していく新経過措置をおこなう（平成17年度末で新経過措置は終了）。

3 施行期日

平成15年1月1日

(別紙)

小 学 校 ・ 中 学 校 等 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	—	—	273,000	404,800
	2	148,100	163,700	286,700	413,700
	3	154,400	172,000	300,700	422,200
	4	161,600	181,100	314,600	430,700
	5	169,500	192,000	328,200	439,000
	6	178,600	199,100	341,500	446,800
	7	188,600	206,300	351,800	454,500
	8	195,400	214,000	362,000	461,800
	9	202,200	222,100	372,400	468,800
	10	209,000	233,300	381,200	475,600
	11	215,900	245,100	389,700	482,600
	12	223,000	257,000	397,800	489,800
	13	230,500	269,600	405,900	496,300
	14	237,900	282,500	413,500	501,500
	15	245,000	295,800	421,000	505,500
	16	252,100	309,500	428,300	
	17	258,700	323,100	435,100	
	18	265,200	335,800	441,700	
	19	271,700	345,800	448,300	
	20	277,600	355,700	454,200	
	21	282,900	365,700	459,600	
	22	287,900	374,200	464,300	
	23	292,600	382,400	468,500	
	24	296,800	390,100	472,300	
	25	300,200	397,000	475,400	
	26	303,500	403,400	478,300	
	27	306,900	409,100		
	28	309,300	414,400		
	29	311,100	419,300		
	30	312,900	424,100		
	31	314,600	428,800		
	32	316,400	432,900		
	33	318,200	437,100		
	34		441,000		
	35		444,600		
	36		447,100		
再任 用職 員		229,100	283,400	351,000	425,800

備考 1 この表は、小学校、中学校及び養護学校に勤務する教育職員に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額はこの表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

高 等 学 校 等 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	—	—	314,600	409,700
	2	148,100	192,000	328,200	419,800
	3	154,400	199,100	341,500	429,400
	4	161,600	206,300	351,800	438,900
	5	169,500	214,000	362,000	448,400
	6	178,600	222,100	372,500	457,400
	7	188,600	233,300	382,400	466,300
	8	195,400	245,100	392,000	474,800
	9	202,300	257,000	401,600	483,900
	10	209,200	269,600	410,900	492,900
	11	216,500	282,500	419,800	503,000
	12	224,100	295,800	428,600	512,100
	13	232,500	309,500	436,900	520,600
	14	240,300	323,100	444,600	528,000
	15	248,300	335,800	452,100	532,500
	16	256,300	345,800	459,600	
	17	264,200	355,900	467,700	
	18	271,900	366,000	475,900	
	19	279,600	375,500	483,800	
	20	286,500	384,800	491,700	
	21	293,100	393,800	499,700	
	22	299,300	401,800	506,500	
	23	305,400	409,000	510,600	
	24	311,300	416,300		
	25	317,200	423,100		
	26	323,000	429,400		
	27	328,500	434,900		
	28	333,900	440,200		
	29	339,000	445,000		
	30	342,700	449,500		
	31	345,700	453,800		
	32	348,600	458,000		
	33	351,400	460,900		
	34	353,400			
	35	355,400			
	36	357,200			
	37	359,000			
	38	360,700			
	39	362,900			
	40	365,000			
再任 用職 員		240,800	286,800	359,000	436,200

備考 1 この表は、高等学校、^{ふく}養学校、盲学校及び養護学校に勤務する教育職員に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

行 政 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	185,600	220,600	238,300	259,100	278,700	300,100	334,300	372,300	421,000
	2	135,100	171,500	192,800	228,700	247,300	268,100	288,000	310,200	346,400	384,600	435,400
	3	139,500	178,400	200,200	237,200	256,500	277,200	297,600	320,400	358,500	396,900	449,800
	4	144,000	185,600	207,500	246,200	265,200	286,400	307,500	330,900	370,400	409,300	464,300
	5	149,200	191,600	215,400	255,300	273,800	295,600	317,300	341,400	382,100	421,700	478,400
	6	155,000	197,000	223,300	263,800	282,500	305,000	327,300	351,900	393,700	433,800	492,500
	7	161,000	202,400	231,200	272,300	291,200	314,400	337,300	361,800	405,300	445,800	506,500
	8	167,300	207,600	238,700	280,700	299,700	323,800	347,100	371,400	417,000	457,100	520,500
	9	171,900	212,600	245,200	288,900	308,200	333,200	356,700	380,900	428,600	468,300	534,500
	10	175,600	217,000	251,600	296,900	316,600	342,500	366,000	390,300	439,500	479,100	548,500
	11	178,800	221,400	257,900	304,700	324,700	351,900	375,100	399,700	449,300	488,700	559,700
	12	181,600	225,700	263,500	312,000	332,200	361,200	383,900	409,100	458,800	497,500	566,900
	13	184,300	230,000	269,000	319,100	339,700	370,200	392,400	417,900	466,600	505,000	573,800
	14	186,400	233,200	274,100	326,000	346,900	379,000	399,400	425,800	473,100	511,900	579,900
	15	188,500	236,200	279,200	332,100	352,500	386,600	405,000	431,700	479,700	516,400	584,600
	16	190,100	239,300	283,700	337,700	357,300	392,200	409,800	437,400	484,200		
	17		242,200	287,800	341,400	361,300	397,200	414,000	441,200	488,600		
	18		245,100	291,500	344,700	364,600	400,700	417,600	445,000	492,800		
	19		247,000	294,700	347,900	367,500	404,200	421,300	448,900			
	20			297,100	350,200	370,400	407,600	424,800	452,500			
	21			299,000	352,400	372,900	411,100	428,300	456,200			
	22			301,000	354,700	375,500	414,500	431,900				
	23			302,900	357,000	378,000	417,900					
	24			304,900	359,200	380,600	421,400					
	25			306,900	361,600	383,200						
	26			308,700	363,800	385,900						
	27			310,600	366,100							
	28			312,600	368,400							
	29			314,500								
	30			316,500								
	31			318,400								
	32			320,300								
再任用職員		160,800	188,600	217,400	254,500	272,000	296,100	313,200	335,000	370,200	405,200	458,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	207,100	231,100	268,100	310,200	346,200
	2	139,700	177,400	214,400	239,400	277,600	320,400	367,900
	3	145,200	184,100	221,900	247,900	287,100	330,600	369,700
	4	152,000	190,600	229,900	256,500	296,800	340,700	381,400
	5	158,700	197,500	238,100	265,100	306,600	350,800	392,900
	6	166,300	204,200	246,400	273,600	316,300	360,500	404,500
	7	173,900	211,000	254,900	282,300	326,200	370,100	416,300
	8	180,300	217,700	263,300	291,100	335,800	379,700	428,100
	9	186,600	224,600	271,700	299,900	345,300	389,300	439,400
	10	192,100	232,000	280,100	308,700	354,600	398,900	449,500
	11	197,600	238,900	288,400	317,300	363,800	408,500	459,100
	12	202,900	245,700	296,500	325,700	372,300	417,300	467,100
	13	208,000	252,200	304,500	333,500	381,000	425,400	473,500
	14	212,900	258,700	312,200	341,200	388,800	431,500	480,000
	15	217,300	264,300	319,600	348,400	394,900	437,300	486,600
	16	221,700	269,700	326,700	354,300	400,700	441,200	490,800
	17	225,900	274,800	333,200	359,400	405,400	445,000	495,000
	18	230,100	279,900	339,200	364,000	410,000	448,900	
	19	233,500	284,400	343,200	367,500	413,800	452,500	
	20	236,500	288,800	347,200	371,000	417,300	456,200	
	21	239,500	292,000	350,700	374,200	420,800		
	22	241,800	294,500	353,400	377,100	424,200		
	23	243,600	296,900	356,000	379,900	427,700		
	24		298,600	358,400	382,200			
	25		300,400	360,700	384,600			
	26		302,100	362,700	387,100			
	27		304,000	364,800	389,800			
	28		305,800	366,900				
	29			369,100				
	30			371,400				
再任用職員		189,600	217,400	256,200	273,700	304,300	342,600	378,800

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

○ 調整基本額表

1 小学校・中学校等教育職給料表

職務の級	調整基本額（改正）	調整基本額（現行）
1 級	8,500円。ただし、2号給6,664円、3号給6,948円、4号給7,272円、5号給7,627円、6号給8,037円、7号給8,487円	8,600円。ただし、2号給6,777円、3号給7,069円、4号給7,398円、5号給7,762円、6号給8,176円
2 級	11,700円。ただし、2号給7,366円、3号給7,740円、4号給8,149円、5号給8,640円、6号給8,959円、7号給9,283円、8号給9,630円、9号給9,994円、10号給10,498円、11号給11,029円、12号給11,565円	11,900円。ただし、2号給7,497円、3号給7,875円、4号給8,289円、5号給8,788円、6号給9,112円、7号給9,454円、8号給9,805円、9号給10,174円、10号給10,692円、11号給11,241円、12号給11,790円
3 級	12,400円（公立学校職員の条例別表第1の備考2に定める職員にあっては、12,600円）。ただし、1号給12,285円（同表の備考2に定める職員にあっては、12,600円）	12,700円（公立学校職員の条例別表第1の備考2に定める職員にあっては、12,900円）。ただし、1号給12,532円（同表の備考2に定める職員にあっては、12,892円）
4 級	13,900円	14,100円

2 高等学校等教育職給料表

職務の級	調整基本額（改正）	調整基本額（現行）
1 級	9,400円。ただし、2号給6,664円、3号給6,948円、4号給7,272円、5号給7,627円、6号給8,037円、7号給8,487円、8号給8,793円、9号給9,103円	9,600円。ただし、2号給6,777円、3号給7,069円、4号給7,398円、5号給7,762円、6号給8,176円、7号給8,631円、8号給8,941円、9号給9,270円、10号給9,585円
2 級	11,800円。ただし、2号給8,640円、3号給8,959円、4号給9,283円、5号給9,630円、6号給9,994円、7号給10,498円、8号給11,029円、9号給11,565円	12,000円。ただし、2号給8,788円、3号給9,112円、4号給9,454円、5号給9,805円、6号給10,174円、7号給10,692円、8号給11,241円、9号給11,790円
3 級	12,900円（公立学校職員の条例別表第2の備考2に定める職員にあっては、13,100円）	13,100円（公立学校職員の条例別表第2の備考2に定める職員にあっては、13,400円）
4 級	14,200円	14,600円

3 行政職給料表

職務の級	調整基本額（改正）	調整基本額（現行）
1 級	5,200円	5,200円
2 級	6,600円	6,700円

3 級	8,600円。ただし、1号給8,352円	8,700円。ただし、1号給8,505円
4 級	9,900円	10,100円
5 級	10,300円	10,500円
6 級	11,000円	11,200円
7 級	11,400円	11,600円
8 級	12,000円	12,200円
9 級	13,000円	13,300円
10級	13,700円	14,000円
11級	15,600円	16,000円